

サンプルで学ぶ

# 取引開始時に必要な書類のチェックポイント

ここでは、株式会社との当座勘定取引の開始時に必要な書類について、その概要と確認ポイントを見ていきます。

株式会社SBL・司法書士 谷 松生  
株式会社SBL・税理士 八木 正宣

## 金

融機関が法人との当座勘定取引を開始する際、最初に入手する資料として、「商業登記簿謄本」があります。商業登記簿謄本は、現在電子化されており、名称も「登記事項証明書」に変わっています。

登記事項証明書とは、法人の業務内容や商号、本店の所在地、役員の名前などの情報が記載された書面で、法務局（登記所）に備えられています。

この書面は、取引先である法人を確認するためのものですから、原則、提示日前3ヵ月以内に発行されたものであることが必要です。なぜなら、あまり古い情報になると記載事項に変更等が生じている場合があり、現状と異なる可能性があるからです。

登記事項証明書は、法務局でだれでも取得することができますので、取引先に何らかの変動等の疑義がある場合や、事前に少しでも情報を収集しておきたいような場合には、自ら取得することが可能です。

現在は、法務省のオンラインシ

ステムの利用により、インターネット上で登記事項の閲覧（インターネット登記情報提供サービス）や取得も可能になっています。このシステムを利用すると、印紙代等の費用が安くなるなどのメリットがあります。

## ●休眠会社を見分けるには最終登記日を確認する

登記事項証明書には、「全部事項証明書（謄本）」と「一部事項証明書（抄本）」があります。全部事項証明書に記載されている事項のうち、必要な区分を選択して抜き出したものが一部事項証明書です。

全部事項証明書および一部事項証明書は、それぞれ「現在事項証明書」「履歴事項証明書」「閉鎖事項証明書」「代表者事項証明書」の4種類で構成されています（図表）。

なお、株式会社の場合、休眠会社に注意する必要があります。休眠会社とは、登記簿上は存在しながら、実際には営業活動をしていない法人のことです。

## ●登記事項証明書の種類

| 種類       | 内容                                     |
|----------|--|
| 現在事項証明書  | 現在、効力を有している情報が記載される                    |
| 履歴事項証明書  | 原則、現在の情報を含め過去3年間に登記された内容が記載される         |
| 閉鎖事項証明書  | 3年以上前の情報で、本店移転や解散等によって閉鎖された登記の情報が記載される |
| 代表者事項証明書 | 法人の代表者の代表権に関する事項で、現に効力を有している情報が記載される   |

この見分け方は、旧商法（平成18年4月30日以前）では5年以上、会社法改正以降（平成18年5月1日以降）は12年以上を目安として、何の登記もせずに放置していないかどうかを調べます。

具体的には「資本金」や「役員」の欄により、最終登記日を確認することになります。休眠会社に該当する可能性が高い場合は、原則として申込みを受け付けないようにしましょう。

# ① 登記事項証明書

●サンプルは履歴事項全部証明書です

## 〈最初のページ〉

履歴事項全部証明書

東京都中野区中央〇丁目〇番〇号  
株式会社近代セールス社  
会社法人等番号 1299-01-123456

|                      |   |
|----------------------|---|
| 商号                   | 株式会社近代セールス社   |
| 本店                   | 東京都中野区中央〇丁目〇番〇号   |
| 公告をする方法              | 官報に掲載する   |
| 会社成立の年月日             | 昭和〇〇年〇月〇日   |
| 目的                   | <ol style="list-style-type: none"> <li>月刊誌の発刊および図書の出版</li> <li>通信教育講座および教育教材の開発</li> <li>各種研修およびセミナーの開催</li> <li>贈答用および宣伝広告用品の売買ならびに転売</li> <li>前各号に付帯する事業</li> </ol> |
| 発行可能株式総数             | 16万株  |
| 発行済株式の総数<br>並びに種類及び数 | 発行済株式の総数<br>6万株   |

### 所在地

申込書類等の記載と「所在地」が合っているかを確認する

### 商号

申込書類等の記載と「商号」が合っているかを確認する

### 本店

申込書類等の記載と本店所在地が合っているかを確認する

### 役員

休眠会社でないかについて、最終登記日で確認する

### 目的

事業目的が複数ある場合は、すべての事業を実際に行っているかを確認する

## 〈最後のページ〉

|                |                         |                                     |
|----------------|-------------------------|-------------------------------------|
| 代表取締役          | 近代 一郎                   | 平成17年 5月27日退任                       |
|                |                         | 平成18年 6月13日登記                       |
| 取締役            | 中野 太郎                   | 平成18年 5月26日就任                       |
|                |                         | 平成18年 6月13日登記                       |
| 取締役会設置会社に関する事項 | 取締役会設置会社                | 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記 |
| 監査役設置会社に関する事項  | 監査役設置会社                 | 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記 |
| 登記記録に関する事項     | 平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により | 平成14年11月25日移記                       |

### 発行日

提示日前3ヵ月以内に発行されたものであるかを確認する

### 公印

法務局の「公印」があるかを確認する

これは登記簿に登録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成〇〇年〇月〇日

東京法務局中野出張所  
登記官

〇山 〇男

公印

整理番号 ク12345

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

5/5

## ② 印鑑証明書

**印鑑**  
契約書に押印された印鑑と一致しているか確認する

**商号**  
申込書類等の記載と「商号」が合っているかを確認する

**本店**  
申込書類等の記載と本店所在地が合っているかを確認する

**代表取締役**  
申込書類等の記載と「氏名」が合っているかを確認する

**発行日**  
提示日前3ヵ月以内に発行されたものであるかを確認する

印鑑証明書

会社法人等番号 1299-01-123456

○

法人  
代表印

商号 株式会社近代セールス社  
本店 東京都中野区中央○丁目○番○号  
代表取締役 近代 一郎  
昭和20年5月1日生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。

平成○○年○月○日  
東京法務局中野出張所  
登記官 ○山 ○男

整理番号 テ12345

○

公印

以上

**公印**  
法務局の「公印」があるかをチェックする

**印** 鑑証明書とは、法人を設立する際に法務局に届け出ている、法人代表者の印鑑を証明した書類です。このとき届け出た印影が法人の「実印」となります。

法人との取引開始時に契約書になされる押印は、印鑑証明書に登録された印鑑を使用するのが一般的です。したがって、契約書の印鑑の印影を確認する書類として、印鑑証明書が必要になります。

印鑑証明書には、会社法人等番号、商号、本店の所在地、代表取締役の氏名・生年月日などが記載されています。登記事項証明書と同様、法務局の公印があるか、提示日前3ヵ月以内に発行されたものかを確認しましょう。

本来、契約においては、契約時点で契約行為ができる資格保有者同士が合意しますが、法人との取引では、必ずしも代表資格者が契約の場に立ち会ってはいません。そこで、契約書の作成においては「契約日以前3ヵ月以内に発行された印鑑証明書によって確認できる印影」での契約を有効として取り扱うことが一般的です。

## ③ 定 款

●サンプルは原始定款です

### 〈最初のページ〉

#### 商 号

「商号」が記載されているかを確認する

#### 目 的

「目的」が記載されているか、変更されていないかを確認する

株式会社近代セールス社定款  
第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社近代セールス社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 月刊誌の発刊および図書の出版
2. 通信教育講座および教育教材の開発
3. 各種研修およびセミナーの開催
4. 贈答用および宣伝広告用品の売買ならびに斡旋
5. 前各号に付帯する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載してする。

### 〈最後のページ〉

#### 発行日

最新の定款であるかを確認する

#### 公証人の認証

公証人の認証を受けているかを確認する

以上、株式会社近代セールス社の設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

昭和〇〇年〇月〇日

発起人 近代 一郎 ㊟

認証登簿昭和〇〇年第50号

この定款の発起人近代一郎の代理人山田太郎は、本公証人の面前で、発起人が各自の記名押印を自認している旨を陳述した。よってこれを認証する。

昭和〇〇年〇月〇日日本職役場において。

東京都中野区中央〇丁目〇番〇号

東京法務局所属 公証人 〇山 〇男 ㊟

## 定

款とは、その会社の根本規則となる非常に大切なものです。定款には「原始定款」と呼ばれる会社設立時の定款と、会社成立後に株主総会の決議によって変更された「定款」があります。

原始定款は、公証人の認証や目的、商号などの記載がないと、定款として効力が生じない場合もあります。この2つの定款について厳密に区別をする必要はありませんが、原始定款は変更されていないこともあるため、必ず最新の定款がないかどうかを確認します。

会社法により、定款自治を活用することで法人の選択肢は増えましたが、一方で登記事項証明書に記載される内容はかなり限定されたため、法人の情報を知るツールとして定款も確認すべきです。

また、定款を変更して事業目的を変更した場合、原則、目的変更登記を申請することで登記事項証明書にその旨が反映されます。しかし、登記手続きが未了の場合には現在の事業目的と異なることもあるので、新規取引時は定款でも事業目的を確認しましょう。

# ④ 当座勘定取引申込書

●書式は金融機関により異なります

口座番号

(申込日)平成 12 年 3 月 1 日

### 当座勘定取引申込書

|          |  |                  |                 |
|----------|--|------------------|-----------------|
| おと<br>ころ | フリガナ トウキョウトナカノクチュウオウ<br>〒116-4186 (マンションビルアパート名番号等までいれたい) 東京都中野区中央 ○○                      | 会社<br>お 社        | 03 (3366) ××××  |
|          | お 電 話  | 03 (3267) ××××   |                 |
| お 名 前    | フリガナ カブシキガイシャ キンダイセールスシャ キンダイイチロウ<br>(法人の場合は、法人名および代表者役名、氏名)<br>株式会社近代セールス社<br>代表取締役 近代 一郎 | 店 場 所 在 地<br>〒   | 工 場 等<br>店 舗 等  |
|          | 生年月日: 明・大(昭) 33 年 12 月 1 日 (50 才)  | ご 紹 介 者<br>(ご関係) |                 |
| 代 理 人    | フリガナ タナカ ジロウ<br>田中 二郎  | 役 職 名<br>経 理 部 長 | 勤 務 年 数<br>24 年 |
|          | 生年月日: 明・大(昭) 35 年 2 月 10 日 (49 才)  |                  |                 |

※ 太枠の中および裏面に略図を記入ください。

|             |             |       |                 |
|-------------|-------------|-------|-----------------|
| 業 種         | 主 な 販 売 品 名 | 決 算 期 | 年 回 ( ) 月 ( ) 月 |
| 資本金<br>自己資本 | 万円          | 万円    | 万円              |
| 従業員数        | 事務員         | 工員    | 使用人             |

**住 所**  
登記事項証明書や  
申込書類等の記載  
と合っているかを  
確認する

**名 前**  
登記事項証明書や  
申込書類等の記載  
と合っているかを  
確認する

**実 印**  
印鑑証明書に登録  
された印鑑と同一  
のものを確認す  
る

**代理人**  
代理人の届出を受ける  
場合には代理人の印鑑  
が必要

|                          |  |   |
|--------------------------|--|---|
| 当行のお取引の有無<br>(該当する事項に○印) |  | 略 |
| 出店との取引                   | あり・なし<br>↓<br>1. ご本人<br>2. ご家族名義<br>(おまなえ) |   |
| 他のお取引                    | あり・なし<br>↓<br>(店名)                         | 図 |

また、金融機関によっては企業概要に関する事項を記入する欄もあります。企業の実態把握は、融資取引にもつながる重要な確認作業といえます。チェックを疎かにせず、記入された企業情報について不明な点があれば、経営者・経理責任者からヒアリングしましょう。

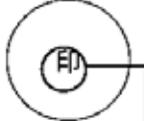
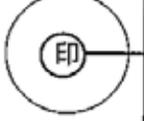
また、金融機関によっては企業概要に関する事項を記入する欄もあります。企業の実態把握は、融資取引にもつながる重要な確認作業といえます。チェックを疎かにせず、記入された企業情報について不明な点があれば、経営者・経理責任者からヒアリングしましょう。

**当** 座預金取引は、小切手や手形の発行を想定した取引で、普通預金や定期預金等の預金取引とは性格が異なります。したがって、当座預金の開設時には、信用調査を行わなければなりません。そのため、設立後間もない法人に対しては、当座預金口座を開設できないようなケースもあります。

信用調査を通過し、正式に当座預金取引を開始できることとなった場合には、取引先に「当座勘定取引申込書」を記入のうえ、提出してもらうことになります。この書式は、金融機関によって異なります。事前に入手した、登記事項証明書と内容が相違していないかチェックしましょう。

# ⑤ 印鑑票

●書式は金融機関により異なります

|                                  |                             |   |  |    |
|----------------------------------|-----------------------------|---|--|----|
| 印鑑票                              |                             | 取引種類  | 口座番号   |    |
| 日付                               | 平成21年 3月 1日                 |   |  |    |
| おとこ<br>ろ                         | 164-86XXXX                  | 電話番号 ( 03 ) 3366 - XXXX<br>FAX ( 03 ) 3366 - XXXX | お届け印・代表者印  |    |
|                                  | 東京都中野区中央〇—〇—〇               |   |   |    |
| フリガ                              | カブシキガイシャキンダイセールスシャ キンダイイチロウ |   |  |    |
| おなま<br>え                         | 株式会社近代セールス社                 |   | 使用印または代理人印   |    |
|                                  | 代表取締役 近代 一郎                 |   |  |    |
| フリガ                              | タナカ ジロウ                     |   |  |    |
| 代理人<br>名                         | 田中 二郎                       |   |  |    |
| 備考・新規・代表者変更・住所変更・使用印章・代理人・営業所・改印 |                             |   | 権限者  | 受付 |
| 変更時                              | 小切手使用開始番号                   |   | 取引開始日  |    |
|                                  | 手形使用開始番号                    |   |  |    |

## 住所

登記事項証明書や申込書類等の記載と合っているかを確認する

## 名前

登記事項証明書や申込書類等の記載と合っているかを確認する

## 印鑑

実印の場合は、印鑑証明書に登録された印鑑と同一のものかを確認する。代理人の届出を受ける場合には代理人の印鑑が必要

## 印

鑑票とは、口座開設のときに、当座預金口座からの払出し、手形発行などを行う際に使用する「印鑑」（以下、銀行印という）を定める書類のことです。銀行印には、原則実印を使用しますが、危機管理上、実印以外の印鑑を使用するケースもあります。

また、実務を簡便に行うために、経理担当役職者が常時代理人として、氏名と代理人印を届け出ること可能です。

法人にとって金融機関との取引は、日常業務、ルーチンワークの一部となっています。そのつど代表者の確認をとっていたのでは、実務を円滑に進めることができません。そのような場合に、経理担当役職者が常時代理人として、代理人印を届け出ます。

印鑑票は、金融機関ごとに書式は異なりますが、およそサンプルのとおりです。印鑑を捺印する欄には、印影がはっきりと分かるように押印してもらいます。住所、法人名、代表者名については、登記事項証明書と同じかどうかを確認しましょう。